

茅野市オープンデータ推進に関する方針

平成 31 年 4 月 1 日制定

第 1 部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 趣旨

本方針は、茅野市(以下「本市」という。)が保有する公共データは市民共有の財産であるという認識のもと、行政の透明性や信頼性の向上を図り、市民協働を推進するとともに、経済の活性化や行政の効率化を図ることを目的として、オープンデータの取組みの推進に向けた基本的な方針を示すものである。

2 背景

国が策定した「電子行政オープンデータ戦略(平成 24 年 7 月 IT 戦略本部決定)」では、国及び地方公共団体において機械判読性の高いデータを二次的利用可能な形式で公開するオープンデータを推進している。また、最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成 29 年 5 月 IT 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」では、官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、国、地方公共団体等におけるオープンデータの推進を図ることから、これらに基づき、本市におけるオープンデータ推進事業の基本方針を定めるものである。

3 オープンデータ推進のための基本原則

本市におけるオープンデータを推進するため基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 本市が保有する公共データは、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) すべての人が利用できるデータとするため、機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的、非営利目的を問わずオープンデータの活用を促進する。
- (4) オープンデータ公開にかかるコストに配慮し、効果的かつ効率的に取組みを進める。

4 本方針の改訂

本方針は、国における検討及び技術の進展などを踏まえ、必要に応じて改訂するものとする。

第 2 部 オープンデータ推進に関する具体的な取組

1 オープンデータを推進するための基盤

茅野市 ICT 活用戦略に基づき「茅野市ホームページ (<https://www.city.chino.lg.jp/>)」でオープンデータ掲載のページを整備し、利用者に対してオープンデータについての説明及び「茅野市オープンデータ利用規約」を明示した上で、データを随時掲載していく。

2 公共データの範囲

(1) オープンデータの対象となる公共データ

本市が保有するデータについては、原則としてすべてオープンデータの対象とする。

ただし、次に掲げるものは対象から除く。

- ① 茅野市個人情報保護条例(平成 10 年茅野市条例第 25 号)に定める個人情報
- ② 公開することによって、特定の個人又は団体が不当に不利益を被ると考えられる情報
- ③ 茅野市情報公開条例(平成 10 年茅野市条例第 24 号)で定める不開示情報
- ④ 具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報

(2) オープンデータの二次利用に係る取扱い

オープンデータとして公開したデータは、営利目的・非営利目的を問わず、市民等の幅広い活用を推進するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」の表示により、二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として「CC BY」を選択し、それ以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

二次利用にあたっては、茅野市オープンデータ利用規約に従うこととする。

(3) 個人、法人又は団体等から取得したデータの取扱い

データ提供者からオープンデータとして公開できるよう承諾が得られた場合のみオープンデータ化する。当該データ提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定にあたり、必要に応じて当該データ提供者等の意見を聴くものとする。

(4) データの二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が被害を被った場合、本市はその責を一切負わない旨を明示する。

3 オープンデータの運用

(1) 運用方針

オープンデータ化の取組可能な公共データは速やかに公開して実績を蓄積し、継続的に公開データの拡大に努める。オープンデータ化に当たっては、利用者ニーズを把握、データの整備等に係る費用及び業務量とその効果を十分に考慮し、効果的かつ効率的に取組を進める。

(2) 所管課によるデータ管理

データの作成・公開・更新・削除するときは、データ所管課等の長が許可する範囲内において行うこととする。また、変更や修正があった場合は可能な限り速やかに更新を行う。

(3) 要望への速やかな対応

市民等から公共データの新規利用や利用方法の改善の要望等があった場合は、対象データの所管課において、本方針に基づき速やかに対応を検討し、可能な限りオープンデータ化を図る。

(4) 補足情報の提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの所管課名や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

(5) オープンデータの掲載期間

オープンデータの掲載期間については、過去から現在あるいは将来に向けたデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、オープンデータの掲載期間については個々のデータの性質に応じて設定する。また、掲載期間を経過したデータは、速やかに削除する。

4 利活用推進のための取組

(1) 民間との協働による利活用の推進

民間での利活用ニーズを踏まえた取組の推進を図るとともに、必要に応じ協働により積極的に推進する。

(2) 利活用に関する研究

必要に応じ民間や大学などと連携を図りながら、オープンデータの利活用又は利用拡大の在り方などについての研究を進めるとともに、他自治体や団体により得られた知見を広く収集し、推進に活用する。

(3) 行政内部におけるオープンデータの活用

政策決定、課題解決、業務改善を進める中で、行政内部のデータを積極的に活用し、取組から得られた知見をもとに、更に有用となるデータの整備を進める。

《参考：用語解説》

機械判読性：コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別(判読)でき、データ内の値(表の中に入っている数値、テキスト等)が処理できること。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス：国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。

CC BY：クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの1つで、原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いライセンス。